



2013.6.14  
 コチ コンサルティング

例年、各地の地方政府による昇給ガイドライン公表が多い時期です。本年は上海市では公表が遅れていますが、日系企業では6月給与からの昇給企業も多いため、既発表の昇給ガイドライン、昇給関連指数をご報告いたします。

併せて、労働契約法・労務派遣法規改正法規施行に向け、現在労務派遣規定（仮称）が検討されていますが、改正法規の施行を控えた市場動向をご報告いたします。

内容 【人事・労務情報】  
 ■ 2013年昇給ガイドラインと給与関連指数  
 ■ 労働契約法・労務派遣法規改正の動向  
 【コラム】《中国の大学入試「高考」》

### 人事・労務情報

#### ■ 2013年昇給ガイドラインと給与関連指数 【公表済みの各地の昇給ガイドライン】

省・市名	2013年				2012年			2011年		
	基準	上限	下限	発表日	基準	上限	下限	基準	上限	下限
上海市					12%	16%	5%	13%	18%	6%
北京市	12%	16.5%	5%	2013.05.31	11.5%	16.5%	4.5%	10.5%	15.5%	5%
広東省								15%	20%	5%
広州市								13%	20%	6%
天津市	16%	22%	7%	2013.05.17	16%	22%	7%	16%	22%	7%
重慶市								12%	-	5%/0
浙江省								14%	-	5%
江蘇省								13%-15%	-	6%-8%
蘇州園区	10%	-	7%	2013.04.15	12%	-	8%			
河北省					15%	23%	5.5%	18%	25%	8%
四川省					13%	20%	5%			
成都市								15%	20%	6%
山東省	15%	22%	6%	2013.02.27	15%	22%	6%	15%	23%	6.5%
青島市	14%	21%	5.5%	2013.02.28	15%	22%	6%	15%	23%	6.5%
陝西省	13%	19%	6%	2013.05.31	13%	19%	5%	15%	20%	7%
江西省	13%	17%	6%	2013.05.20	13%	18%	6%	14%	19%	4%
新疆	16%	19%	6%	2013.03.31	16%	20%	6%	16%	20%	6%
烏魯木齊	17%	20%	6%	2013.05.22	17%	21%	6%	17%	21%	6%
寧夏	15%	19%	0	2013.05.03	14%	17%	-	14%	17%	0/マイ入
雲南省	14%	20%	3%	2013.05.20	13%	20%	4%	13%	20%	4%
山西省					15%	22%	4%	16%	28%	4%
吉林省					15%	20%	7%	15%	20%	8%
甘肅省					15%	19%	7%	14%	18%	6%
青海省					12%	19%	5%	13%	20%	5%
内モンゴ					14%	18%	4%	16%	21%	5%
貴州省								17%	22%	3%
遼寧省								12%	19%	5%
福建省					13%	18%	4%	10.5%	15%	0

昇給ガイドラインは1997年1月の《地区給与指導ライン制度試行に関する試行弁法》の発布により北京等の10地区の試行地点で実施され、1999年10月から旧労働保障部が全国範囲で制度を確立して現在に至っています。

社会主義市場経済下の中国において、国家が企業の報酬分配に対してマクロ調整を行う制度の一つで、各地域の経済成長、物価水準、労働市場の状況（失業率等）を考慮して地方政府の批准を経て、地方政府または各地の労働保障行政部門より通達されますが、強制力はありません。

近年は、労働政策として労使間の集団協議を強く推奨しており、昇給に関しても、各企業毎に昇給ガイドラインを参考数値として扱い、労使協議を通じて昇給率、報酬分配方式を決定することが指導されています。

### NAVI（上海市の状況）

上海市では昨年は5月25日に人力資源・社会保障局より通達が出されましたが、2013年のガイドラインは本日現在未通達です。上海市では2009年は、2008年のリーマンショックの影響による経済状況の悪化を受け、ガイドラインは発表されませんでした。強制力の無いガイドラインではありますが、政府が公表する直接的な昇給指標であり、その影響力が大きいことから、経済状況の厳しい年には慎重な対応がなされるようです。

### 【昇給関連指数の推移】

年度	平均賃金		最低賃金		CPI	昇給 ガイドライン
	元/月	上昇率	元/月	上昇率		
上海						
2011	4,311	11.1%	1,280	14.3%	5.2%	下限：6% 平均：13% 上限：18%
2012	4,692	8.3%	1,450	13.3%	2.8%	下限：5% 平均：12% 上限：16%
2013	—	—	1,620	11.7%	2.2%（4月前年比）、 2.2%（1～4月前年比）	—
北京						
2011	4,672	11.2%	1,160	20.1%	5.6%	下限：5% 平均：10.5% 上限：15.5%
2012	5,223	11.8%	1,260	8.6%	3.3%	下限：4.5% 平均：11.5% 上限：16.5%
2013	—	—	1,400	11.1%	3.2%（4月前年比）、 3.6%（1～4月前年比）	下限：5% 平均：12.0% 上限：16.5%
広州						
2011	4,789	5.50%	1,300	18.2%	5.5%	下限：6% 平均：13% 上限：20%
2012	—	—	—	—	—	—
2013	—	—	1,550	19.2%	3.3%（4月前年比）、 3.1%（1～4月前年比）	—

各地の平均賃金は社会保険基数の更新時に併せて公表されるのが一般的です。広州市では7月更新のため、2012年の平均賃金は未発表です。

昇給ガイドラインは当年の年中に通達することとされている。当年の指導昇給率であり、平均賃金上昇率は前年度の賃金上昇の結果です。

最低賃金は昇給ガイドライン同様、物価上昇率、労働市場の動向、低所得者の賃金引き上げ政策等のマクロ政策に沿って通達される数値であり、最低賃金の上昇率は低賃金層の昇給指導ラインともとえられる数値です。改定時期は固定されておらず、社会状況に応じて通達が出されるのが現状です。

昇給ガイドラインは物価上昇率、最低賃金上昇率と直接連動してはならず、また年初に昇給実施する企業では当年の昇給実施後に政府指導が出ることとなります。

## ■ 労働契約法・労務派遣法規改正の動向

7月1日の労働契約法・労務派遣規定改正法規の施行を控え、実施細則の発布が待たれています。現在、労務派遣規定（仮称）の草案が作成されており、7月1日までに中央政府（国务院または労働関連部門）から発布される見込みとされています。現在の市場では下記のような動向があります。

## 非日系企業

- ・直接雇用への登用制度（試験による選抜）を実施。結果により、直接雇用へ移行、労務派遣会社への返還の措置を実施。（国営銀行）
- ・労務派遣会社と合併の業務委託会社設立の上、一定人員を業務委託に切り替え。（国営航空会社）
- ・販売系職種を業務委託（委託料は売上の%で固定）へ移行。（大手欧米系消費財）

## 日系企業

- ・改正法規で労務派遣対象職種ではないことが明確な一般オフィス従業員に対しては、コンプライアンスの観点、雇用形態の一元化の観点から直接雇用への一斉移行企業が増加。
- ・経済補償金支給による、派遣期間の就労履歴を清算する企業は少ない。無固定労働契約（終身雇用）を見据えた人事規定・人事制度の見直しに着手する企業が増加。

## 労務派遣会社

- ・一部派遣会社では、派遣会社自身のリスクヘッジのために改正法規施行後は直接雇用すべきことが明確な職種への労務派遣を7月1日以降中止する通知あり。
- ・社会保険代納を主業務とする“人事代理”への移行を推奨。直接雇用への移行方法を指南。
- ・三方協議（労働者、派遣会社、派遣先企業の三者間の派遣就労期間を移行する協議書）締結のリスクを避けるため、移行する労働者へ“辞職願”の提出を要求するケースが増加。

## 労働者

- ・外資系企業ホワイトカラーでは、現在の派遣会社の福利厚生水準の維持の可能性を懸念する動きあり。
- ・販売員、労務派遣工等では、権利意識が高まり、就労条件、福利水準の改善を求める動向が見られる。

## コラム

《中国の大学入試「高考」》

中国全土の大学入試が今年も6月7日、8日の2日間にわたって一斉に実施されました。中国語では「高等教育入学考試」通常「高考」と呼ばれています。

「高考」の試験期間中、会場周辺では交通規制が行われます。外国語のヒアリング試験のために爆竹を鳴らしてはいけないといった中国特有の規制もあり、この期間は結婚式で恒例の爆竹も禁止です。親の送迎や受験前の願掛けの様子がテレビでも盛んに報道され、今年は特にカンニング規制が厳しく行われたことが話題でした。

日本と違い、大学や専攻ごとの試験や2次試験は原則行われず、この試験結果のみで合格が判断されます。そのため、高考の社会的注目度や受験生のプレッシャー、親の力の入れ様は凄まじいものがあります。

志望校や専攻は、全土の大学から自由に選択し出願することができ、過去数年分の合格ラインを確認し自己採点結果と照らし合わせて出願大学・学部を決定します。現在はちょうどその時期にあたり、受験生、親、先生が頭を悩ませています。

合格ラインは受験生の出身地域により異なります。大都市出身の受験生よりも、地方出身の受験生の方が合格ラインが高く設定され、北京、上海といった大都市出身の受験生は地元の名門大学への入学が有利です。

合格ラインが出身地域によって差別される背景には、大都市への人口流入制限があります。

それでも多くの地方出身者は大都市を目指します。都市部の大学に入学すれば、今後、大都市での就職に有利であり、田舎からの脱出、農村戸籍からの脱出が可能になり、人生を変えることができると信じているからです。

一般的に地方出身者の働き方が地元出身者よりもアグレッシブで、子女教育に熱心なことにはこの様な背景があります。先日、日本の朝ドラで、田舎の若者が“こんな田舎に埋もれたくないのよ！”と叫んでいましたが、中国の地方格差は日本の比ではなく、現政権では戸籍制度改革への取り組みが始まっています。

\* 中国教育制度概要：<http://cochicon.com/1-5/>

